平成２２年（フ）第７６７５号
大阪府門真市四宮３丁目９―13、住民票上の住所大阪府大東市深野３丁目19番１号　グリーンアベニュー壱番館205
債務者　田中　伸一
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６９２号
大阪市中央区東平１丁目２番15―603号
債務者　谷本　実花
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６９４号
大阪市天王寺区清水谷町３番22―1001号
債務者　堺　　理恵
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７１６号
大阪府東大阪市豊浦町16番28号　荒木マンション301号
債務者　中村太一こと　張　　太一
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７３４号
大阪府交野市倉治６丁目13番６号
債務者　有家　敏雄
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７３５号
大阪府高槻市塚原２丁目15番15号
債務者　黒木　純子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７４５号
大阪府門真市向島町６番６―307号
債務者　菊地　道生
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７６５号
大阪府東大阪市中小阪１丁目10番25号
債務者　曽我　一夫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７６６号
大阪府門真市古川町２番１号
債務者　太田　郁子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７６７号
大阪府吹田市古江台４丁目１番B13―103号
債務者　三橋　　修
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７６８号
大阪市中央区島之内２丁目４番16―1010号
債務者　福田　莉沙
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７６９号
大阪府茨木市学園南町12番１号
債務者　西内　幸雄
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７７０号
大阪府茨木市学園南町12番１号
債務者　西内トミ子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７７１号
大阪府寝屋川市河北西町17番２―103号
債務者　宇藤　輝幸
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７７５号
大阪府大東市深野北１丁目１番50号
債務者　伊藤　宏次
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７７６号
大阪府寝屋川市池田北町24番１―1003号
債務者　岸　　喜久
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７７８号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番C27―1115号
債務者　大西　淳也
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７８７号
大阪府吹田市千里山西３丁目45番12号
債務者　橋本みどり
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部